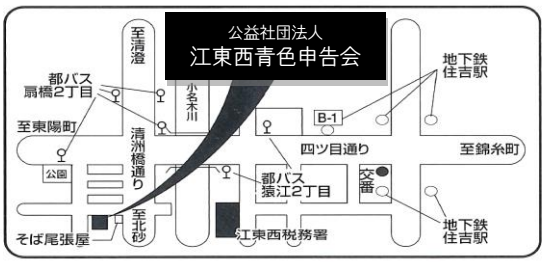
2021. 7. 1 発行
第 92 号

江東西あおいろ会報

公益社団法人江東西青色申告会

〒 135－0011 東京都江東区扇橋 3 丁目 1 番 2 号
TEL 03（3649）4178 ： FAX 03（3649）6876
https://nishiaoiro.jp/



国 中小法人・個人事業者のための 月次支援金について

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

「事前確認」について

会員様限定で事前確認を 6 月 16 日より行っております。事前確認は「月次支援金について正しく理解されているか」等の確認となります。申請希望者が給付対象であるかどうかの判断ではございません。また、申請はご本人様が行っていただく必要があります。当会で事前確認を希望される方は、申請IDを取得し、宣誓・同意書を読んでいただいた上でご予約ください。一時支援金を受給された方は事前確認が不要です。

～参考資料～

給付額　中小法人等》上限 20 万円/月　個人事業者等》上限 10 万円/月

2019 年または 2020 年の基準月の売上-2021 年の対象月の売上

★基準月:2019 年又は 2020 年における対象月と同じ月。

★対象月:緊急事態措置またはまん延防止等重点措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019 年または 2020 年の同月比で、売上が 50%以上減少した 2021 年の月。

給付対象　①と②を満たせば、業種／地域を問わず給付対象となり得ます。（その他給付対象外要件あり）

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が 2019 年または 2020 年の同じ月と比べて 50%以上減少していること

申請期間

★4 月分/5 月分:2021 年 6 月 16 日～8 月 15 日　★6 月分:2021 年 7 月 1日～8 月 31 日

※原則、対象月の翌月から 2 ケ月間を申請期間とします。

必要書類　※一時支援金の受給者は提出書類が省略されるものがあります。

①履歴事項全部証明書（法人）または本人確認書類（個人）

②収受日付印の付いた 2019 年・2020 年確定申告書類の控え

③2019 年 1 月から 2021 年の対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書など）

④2019 年 1 月以降の事業の取引を記録している通帳

⑤代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書

保存書類　※一時支援金の受給者は提出書類が省略されるものがあります。

飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を示す書類として、最終的な取引先が、対象措置実施都道府県で時短営業の要請を受けた飲食店または対象措置実施都道府県の消費者であることを示す書類を保存してください。

詳しくは　経済産業省　で検索

青色申告会は、ボランティアの役員が中心となって活動しています

都 月次支援給付金

本年４月以降に発出された緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響により、売上高が減少した都内中小企業等を対象に、国の月次支援金に対して支給金額を加算（上乗せ）するとともに、国制度の対象要件を緩和し、支給対象を拡大（横出し）して、都独自に給付します。

給付対象者（上乗せ・横出し共通）

★都内に本社・本店のある中小企業等及び都内に住所のある個人事業者等

★都内に本社・本店のある酒類販売事業者（酒税法第７条に規定する酒類の製造免許又は第９条に規定する酒類の販売業免許を受けている中小企業及び個人事業者等）

給付額　下記表を参照

★月ごとに売上高の減少額に応じて給付額を決定（定額給付ではありません）

★対象月：2019年又は2020年の同月比で、売上が30％以上減少した2021年４・５・６月

★基準月：2019年又は2020年における対象月と同じ月

		2019年又は2020年の基準月の売上－2021年の対象月の売上	
		50%以上減少	30%以上50%未満減少
中小企業等	酒類販売事業者	上限20万円／月	上限10万円／月
	その他の事業者	上限5万円／月	上限10万円／月
個人事業者等	酒類販売事業者	上限10万円／月	上限5万円／月
	その他の事業者	上限2.5万円／月	上限5万円／月

給付要件

★緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

★【上乗せ】2021年の対象月の売上が2019年又は2020年の同じ月と比べて50％以上減少していること

【横出し】2021年の対象月の売上が2019年又は2020年の同じ月と比べて30％以上50％未満減少していること

給付対象の具体例

★対象措置実施都道府県の顧客に、商品・サービスを提供する都内の事業者

①日常的に訪れるお店（アパレルショップ、飲料や食料品の小売店、美容院や理容店、マッサージ店など）

②教育関連の事業者（学習塾、スポーツの習い事など）

③医療・福祉関連の事業者（病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など）

④文化・娯楽関連の事業者（スポーツ施設、劇場、博物館など）

⑤旅行関連の事業者（ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど）

★右記事業者と取引がある都内の事業者

⑥経営コンサルタントや士業など専門サービスを提供する事業者

⑦システム開発などのＩＴサービスを提供する事業者

⑧映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者

⑨飲料や食料品の卸売を行っている事業者

⑩農業や漁業を営んでいる事業者

☆☆☆ 詳しくは、７月上旬に開設予定の東京都ポータルサイトをご覧ください ☆☆☆

個別記帳指導相談会

簡易帳簿の記帳のしかたや複式簿記での記帳のしかたの相談会を当会では個別で実施しております。所得を正しく計算し、決算・確定申告を行うためには「記帳」が必要です。

特に複式簿記で記帳される場合は、基本的なルールをしっかりと学ぶ必要があります。毎年、確定申告期に「試算表が合わない」「資産を購入したが仕訳がわからない」「会計ソフトの入力の仕方がわからない」というご相談を多く耳にします。ぜひ、今のうちに、ゆっくり時間をかけて勉強してみませんか？

（一社）東京青色申告会連合会が推奨している、㈱ジョブカン会計のソフト「ツカエル青色申告」「ツカエル青色申告オンライン」は、数多くの会計ソフトの指導経験を有する青色申告会の職員が、自信を持っておすすめする会計ソフトです。通常販売価格よりお安くご提供し、会計ソフトの操作方法の指導も実施しております。

他のクラウド会計ソフトをご利用されている方へ

現在、MFクラウド・freee・やよいオンラインなどをお使いの方は入力されているデータを確認することができません。ツカエル青色申告オンラインへ移行していただければ、データの確認も行うことができます。

ぜひ、この機会にご検討ください。



各会議・行事　ご報告

6月

9（水）三役会議
21（月）理事会

これからの予定

7月

7（水）三役会議
12（月）会計報告会
12（月）源泉所得税納付期限
15（木）青色ドック
19（月）理事会



事務局よりお知らせ

事務局は左記の期間を休業させていただきます。ご不便をおかけいたしますが、予めご了承ください。

休業期間

◆8月10日（火）～8月13日（金）夏期休暇

＊通常業務は8月16日（月）からとなります。

各種会員サービス

会員の皆様は、様々なサービスや割引などの特典が受けられます。どのようなサービスがあるか、ご紹介いたします。期間限定サービスもございますので、詳しくは事務局までお気軽にお問合せください。

【保険共済／団体保険】

★青色共済
★東京青色傷害保険
★東京青色がん保険
★東京青色医療保険
★東京青色交通事故傷害保険
★東京青色自転車保険
★青色PL保険
★関東自動車共済
★とうきょう共済の火災共済
★アフラック
★大樹生命

オススメ！

保険を見直しませんか？

団体割引適用でお得です！

【各種制度のご紹介＆割引特典】

★小規模企業共済や中小企業退職金共済などの節税対策をご紹介
★旅行、レジャー、飲食店の割引や三井住友トラストゴールドカード年会費割引
★家のことならパナソニックホームズ
★葬儀のことなら平安祭典・儀式サービス

スポーツクラブ会員価格

【ルネサンス】会員価格のご案内

お得に始めるチャンス！

夏の入会キャンペーン実施中！

詳細は同封のチラシをご覧ください。また、ご利用の際は、ルネサンス会員登録用証明書が必要となりますので事務局までご連絡ください。



青色共済給付状況報告

給付状況をお知らせします。

令和3年5月1日～5月31日

・入院見舞金…1件

青色共済・東京青色医療保険に　ご加入の皆様へ

～新型コロナウイルス感染症の共済金について～

「新型コロナウイルス感染症で自宅・宿泊施設での療養」を指示された場合、特別措置として共済金の給付対象となります。共済金を請求される方は、お電話にてご連絡ください。

国税庁

事業者のみなさまへ

令和5年10月1日から 消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です!

【登録申請受付開始：令和3年10月1日～】



登録申請は、e-Taxをご利用いただくと手続がスムーズです。

※インボイスとは、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

インボイス制度について

専用ダイヤル

【フリーダイヤル】0120-205-553
【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

詳しくお知りになりたい方は 国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ

インボイス制度導入に当たっての事前準備について

適格請求書発行事業者の登録

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、買手が仕入れに係る消費税について仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、適格請求書（インボイス）の保存を必要とするものです。

インボイスを交付するためには、適格請求書発行事業者として税務署長の登録を受ける必要があります。

- 適格請求書発行事業者は、課税事業者として申告納税義務が生じます。
- 取引の相手方（課税事業者に限る）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。
- 適格請求書発行事業者以外はインボイスを交付できません。

インボイス制度導入に当たって適格請求書発行事業者の事前準備

➢ **売手の立場としての事前準備**

- 自身が行う取引において、①何をインボイスとするか（請求書、納品書、レシートなど）、②インボイスの交付方法（電子インボイスの提供など）を検討。
- インボイス制度に対応できるよう必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修等。
- 継続的に取引を行う取引先である買手に対して、①適格請求書発行事業者の登録・登録番号、②交付するインボイスの様式、③インボイスの交付方法の連絡等。
- インボイス制度に係る社員研修の実施。

➢ **買手の立場としての事前準備**

- インボイス制度に対応できるよう必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修等。
- 継続的に取引を行う取引先である売手に対して、①適格請求書発行事業者の登録の有無、②受領するインボイスの様式、③インボイスの受領方法の確認等。
- インボイス制度に係る社員研修の実施。

早期に登録申請していただき、余裕を持った事前準備を！！